

## 経済分析報告書及び経済分析等に用いるデータ等の提出についての留意事項 (概要)

### 第1 はじめに

#### 1 本留意事項の目的

近年、独占禁止法違反被疑事件の調査や企業結合審査において、事業者等が経済分析報告書を提出するケースが出てきており、適切な内容の経済分析報告書が適時に提出されることで、迅速な事件の解明や企業結合審査の結論につながる場合がある。公正取引委員会が、どのような場合に適切な内容の経済分析報告書であると評価するかについて明らかにすることは、審査の透明性や予見可能性を高めるために、事業者等にとって有益である。

本留意事項は、経済分析報告書が踏まえていることが望ましいと考えられる原則・構成等をまとめたものであり、本留意事項を踏まえて経済分析報告書を提出することによって、経済分析報告書の説得力を高められる可能性があると考えられる。その一方で、本留意事項を踏まえていなかったとしても、その内容が認められないというわけではない。

#### 2 本留意事項における経済分析の定義

本留意事項における経済分析とは、事業者等の行為が市場、競争者、需要者等に与える影響及びその程度を明らかにしたり、事業者等の主張の根拠を示したりするために、経済学等に基づいて理論的又は実証的に実施された分析を指す。

#### 3 本留意事項の適用範囲

本留意事項は、独占禁止法違反被疑事件の調査又は企業結合審査に関連して、事業者等が経済分析報告書を提出する場合や公正取引委員会が独自に経済分析を実施するために依頼するデータを提出する場合に適用される（以下本留意事項が適用される案件を「対象案件」という。）。一方で、対象案件以外について経済分析報告書を提出する場合でも、本留意事項に準じることが望ましい。

### 第2 公正取引委員会に提出する経済分析報告書の作成に当たっての留意事項

#### 1 経済分析についての原則

経済分析が満たすことが望ましい四つの原則は、以下のとおり。

- (1) 関連性（対象案件と関連性を有するものであること）
- (2) 明確さ・透明性（主張、論点、手法、仮定等が明確であること等）

- (3) 整合性・頑健性（他の根拠との整合性が検討されているものであること等）
- (4) 再現可能性（第三者によって分析結果が再現できるものであること）

## 2 経済分析報告書の構成に関する留意事項

経済分析報告書の構成に関する留意事項は以下のとおり。

- (1) 非専門家も理解できるような要約が添付されているべきである。
- (2) 経済分析報告書本体には、①分析の目的、②分析に用いられたデータに関する説明、③選択された分析手法、④分析結果及び解釈、⑤引用した参考文献や国内外の関連する事案に係る情報、及び⑥経済分析報告書の作成の経緯等に係る情報が含まれているべきである。
- (3) 通常、分析に用いられたデータ、プログラミングコード、アンケート調査の質問票等について、別途提出が必要であるほか、データに係る詳細な説明、頑健性に係る分析の結果、数学的証明等は、経済分析報告書本体とは切り離して、附属資料として提出することが望ましい。

## 3 経済分析に関するガイダンス

経済分析には、必要なデータの種類・量、前提となる仮定の種類・強弱、難易度・厳密さ等が異なる多種多様な分析手法があり、分析の目的の重要性や、データの利用可能性、過去の類似事案での利用実績等を考慮して、分析手法の選択が行われている。これらのうち、(1)計量経済分析、(2)理論モデルを用いた経済分析、及び(3)質問票を用いた調査について、特に留意すべき事項を説明。

## 4 対象案件とは別に実施された経済分析等について

対象案件とは別に実施された経済分析等を提出する場合において、対象案件の主張との関連性が明確でなければ、その説得力は低くなる可能性がある。他の競争当局に対して説明するために実施した経済分析を提出する場合、同じ結果を公正取引委員会の調査又は審査に用いることの妥当性について、説明が加えられていることが望ましい。

## 第3 公正取引委員会が、対象案件について、独自に経済分析を実施するために依頼するデータの提出に当たっての留意事項

### 1 データリクエストの内容

公正取引委員会がデータリクエストにおいて求めるデータは、一般に、関係事業者等が対外的に公表している財務データ等の情報よりも詳細なもの

が中心であり、少なくとも過去数年分にわたることが通常である。また、関係事業者等が所有、管理するデータの把握のため、サンプルデータリクエストを行う場合がある。

## **2 データの加工・変数・コード**

データの提出に当たっての具体的な留意事項について説明。

## **第4 公正取引委員会との意思疎通**

関係事業者等は、経済分析報告書の作成及び提出に当たって必要な手続に従い、手続上許容される範囲で、公正取引委員会との間で意思疎通を可能な限り早期に、かつ十分に行うことが、関係事業者等と公正取引委員会の双方にとって有益である。